

日本語学会選挙施行規則

2019年10月26日 制定

第1条 この規則は、会則第11条、会則第13条および会則第7条に基づき、評議員、会計監査、理事および会長の選出に関して、選挙を施行する際の方式を定めるものである。

(選挙管理および選挙管理委員会)

第2条 評議員、会計監査、理事および会長の選出に関する選挙管理は、選挙管理委員会が行う。

2 選挙管理委員会は、評議員、会計監査、理事および会長の改選の度ごとに設け、任期は原則として3年とする。

3 選挙管理委員会は、次回評議員選挙で改選対象にならない評議員5人で構成する。

4 選挙管理委員は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

5 選挙管理委員は、互選によって委員長を選ぶ。

6 選挙管理委員会は評議員および会計監査の選出のために次のことを行う。

- (1) 有権者の認定
- (2) 投票期日・投票方法の決定及び通知
- (3) 開票、当選者の確定
- (4) 当選者への通知、選挙結果の公告

(評議員・会計監査選挙の実施時期)

第3条 評議員選挙と会計監査選挙は同時に行う。

(評議員・会計監査選挙の有権者)

第4条 以下の条件を満たす個人名会員は、評議員および会計監査の選挙権を有する。

- (1) 公示日前月末までに当該年度の会費を納入していること。

第5条 以下の条件を満たす個人名会員は、評議員および会計監査の被選挙権を有する。

- (1) 公示日前月末までに当該年度の会費を納入していること。
- (2) 選挙の行われる年の4月1日に70歳未満であること。
- (3) 評議員選挙において改選対象とならない評議員に該当しないこと。

(評議員の改選対象)

第6条 会則第11条第3項に定める任期を終える評議員、および会則第11条4項に定める欠員分を改選の対象とする。

2 会則第11条第5項に定める欠員に対しては、補欠の選出を行う。

(評議員・会計監査選挙の候補者)

第 7 条 評議員・会計監査選挙の投票は、選挙管理委員会の確定した候補者について行うものとする。

2 評議員・会計監査選挙の候補者の資格は、会則第 11 条・第 13 条に定める評議員及び会計監査に選任される資格条件を適用する。

第 8 条 選挙管理委員会は、次の手続きによって、評議員及び会計監査の候補者を確定する。

- (1) a 機関誌上及びウェブサイト上での公告又はその他の方法により、第 4 条に定める選挙権を有する者に、期限を設けて候補者の推薦を求める。
b 各々の推薦人が推薦できる候補者は、評議員 10 人以内、会計監査 1 人以内とする。
- (2) a 評議員候補者として、推薦数の上位 50 人、会計監査候補者として、推薦数の上位 5 人を決定する。
b 推薦数同数で順位を決めることができない場合は、選挙管理委員会の抽選による。
c 評議員候補者と会計監査候補者の両方の候補にあがった者は、評議員候補者とし、会計監査候補者については、会計監査への推薦数が次に多い者を繰り上げる。

(評議員・会計監査選挙の投票)

第 9 条 評議員・会計監査の会員による投票は、次の手続きによる。

- (1) 選挙管理委員会は、第 8 条の規定によって確定した、評議員・会計監査選挙の全候補者の氏名を掲載した投票ページをウェブサイト上に作成し、投票期限を明示して、第 4 条に定める選挙権を有する会員に通知する。
- (2) 会員は、投票ページの候補者のうち、評議員については 25 人以内を、会計監査については 2 人以内を、それぞれ選択し、無記名で選挙管理委員会あてに通知する。

(評議員・会計監査選挙の開票と当選者・次点者の確定)

第 10 条 開票は、選挙管理委員会の席上で、投票者の資格確認の上、行う。

第 11 条 当選者と次点者は次の順序で決定する。

- (1) 評議員選挙の開票を行い、上位得票者から第 6 条に定める改選対象分の人数を当選者とする。
- (2) 会則第 11 条第 5 項に定める評議員の欠員に対しては、評議員当選者に続く得票

数の者を補欠評議員の当選者とする。

(3) 得票数に基づき、評議員選挙の次点者 2 人を決定する。

(4) 会計監査選挙の開票を行い、上位得票者から当選者 2 人を決定する。

(5) 得票数に基づき、会計監査選挙の次点者 2 人を決定する。

2 得票同数で順位を決定することができない場合は、選挙管理委員会の抽選によって評議員・会計監査選挙の当選者および次点者を決定する。

(評議員・会計監査選挙の選挙結果の通告および選任の公告)

第 12 条 選挙管理委員会は、評議員および会計監査の当選者全員に対してその旨を通告し、選任の確定した評議員および会計監査全員の氏名を公告する。

(理事選挙の候補者と有権者)

第 13 条 理事選挙は、評議員 50 人を候補者として、その 50 人の投票によって行われる。

(理事選挙の投票)

第 14 条 理事選挙の全候補者の氏名を掲載した投票ページをウェブサイト上に作成し、投票期限を明示して、評議員に通知する。

2 評議員は、投票ページの候補者のうち 9 人以内を選択して投票し、無記名で選挙管理委員会あてに通知する。

3 開票は、選挙管理委員会の席上で行い、上位 9 人を当選者とする。

4 同点者が複数あって 9 人を超えた場合は、同点者について選挙管理委員会による抽選を行い、順位を決めて、当選者を決定する。

5 上記の作業が終わった時点で、理事 9 人を確定し、直ちに各当選者にその旨を知らせるとともに、会長選挙の候補者となったことを通知する。

6 理事選挙の結果は、その投票数とともに公告する。

(会長選挙の候補者と有権者)

第 15 条 会長選挙は、確定した 9 人の理事を候補者として、評議員 50 人の投票によって行われる。

(会長選挙の投票)

第 16 条 会長選挙の全候補者の氏名を掲載した投票ページをウェブサイト上に作成し、投票期限を明示して、評議員に通知する。

2 評議員は、投票ページの候補者のうち 1 人を選択して投票し、無記名で選挙管理委員会あてに通知する。

3 開票は、選挙管理委員会の席上で行い、投票総数の過半数を得た者を会長とする。

4 いずれの候補者も得票数が投票総数の過半数に達しなかった場合には、上位 2 位までの

者を候補者として評議員会の席上で決選投票を行う。ただし、その上位 2 位までの候補者のいずれもが決選投票の投票総数の過半数に達しなかった場合には、さらに、上位 2 位の候補者について投票を行い、いずれかが過半数に達するまで投票を繰り返して、会長を決定する。

5 会長選挙の結果は、その投票数とともに公告する。

(選挙管理委員会の運営)

第 17 条 第 2 条第 6 項に定める選挙管理委員会の任務の範囲で、この選挙施行規則に定める以外に必要な事項は、選挙管理委員会が定めるものとする。

付則 この規則は 2019 年 10 月 26 日から施行する。

付則 2019 年度に就任する選挙管理委員の任期は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、2021 年 5 月 31 日までとする。

(注) この規則は、従前の「日本語学会評議員・会計監査選挙施行規則」「日本語学会理事選挙施行規則」「日本語学会会長選挙施行規則」を廃止して新たに定めたものである。